

印度支那憲兵隊の現行官制は一九一三年八月二十五日、一九一九年十月三十一日、一九二三年二月十六日及同年五月二十五日大統領令（一九二〇、一〇、一七總督令に依り完成）に依つたもので二個支隊編成の一個中隊から成つてゐる。各支隊は大尉を隊長とし、更に中尉又は少尉を隊長とする二個の分遣隊（分遣隊に若干の屯所を置く）に區分す。

印度支那に勤務する憲兵（官階は乗馬兵科に準ず）は勤務地に於て特科兵團を編成せず、本國憲兵团の特派隊として植民大臣及陸軍大臣の區署を受くる規定である。

憲兵は衛戍司令官の麾下に隸屬し、軍規保持の任に當る外、分遣隊長又は屯所長たる憲兵下士又は兵は所轄行政官の監督下に於て行政及司法警察事務を分擔す。

印度支那憲兵隊は補助憲兵として土人の陸海軍現役兵又は除隊兵を採用して憲兵の任務を補佐せしむ。補助憲兵は三階級に區分し印度支那軍團司令官之れを任命す。

憲兵隊の經費は全部印度支那の負擔で、印度支那憲兵隊長の俸給及手當に限り一般豫算他は全部聯邦各國豫算支辨である。

六、印度支那航空部

印度支那航空部の現行官制は一九二〇年一月十九日大統領令（一九二二、五、二〇改正）によるもので、他の陸軍部局と同様印度支那軍團司令官に隸屬す。部長は航空士たる佐官將校とし、河内に本

部を、東京及交趾支那に支部を置く。

成規の航空備品は飛行機（本部に二臺、東京支部に五臺、交趾支那支部に五臺、外に豫備十二臺）飛行船（各支部に二隻づゝ外に豫備四隻）及之れに附屬する輕装自動車、短艇、牽引自動車、曳船及自動車等である。

河内航空本部の職員は、部長、次長、經理官、下士二名、事務掛兵員、傳令手、自動車手、自動車運轉手及技手若干名を以て編成す。

各支部の職員は航空部員と非航空部員の二種に區分し、航空部には大尉（部長）、中尉又は少尉四名（偵察將校二名、飛行機及飛行船操縱將校各一名）、飛行機、飛行船操縱手たる下士若干名を置く。非航空部には經理事務掛下士卒、飛行機飛行船技手、倉庫掛、格納庫掛、自動車運轉手及兵器工各若干名を置く。

印度支那航空部職員の任命は陸軍大臣所管とし、植民軍所屬の者を先位とし次に本國軍所屬の者に及ぼすを原則とす。

航空部の主務は植民地の事情に適應する軍事的任務を實施する外、總督の訓令に従つて政治及經濟的任務を確保するにあり。從つて空中寫真を利用する地籍圖の作製等當該關係部局の任務を援助するはその主なる任務の一である。

航空部の經費は本國豫算支辨を原則とするも、印度支那は之がため毎年一部の經費を本國豫算に對して分擔してゐる。

七、印度支那軍事鐵道班

印度支那軍事鐵道班は一九一一年十二月二十日大統領令を以て設置せられ、同日附別種の大統領令に依つて印度支那鐵道及電氣軌道の全部又は一部の徵發權を總督に認容する條件及印度支那軍事鐵道班の編成を規定し、越えて一九二三年四月二十一日總督令を以て軍事鐵道班の改正を行つた。之れが現行官制である。

軍事鐵道班は鐵道營業管區技師長の區署を受け、平時にありては印度支那軍團司令官の統督する印度支那鐵道中央軍事委員會に所屬し、戰時又は内亂時に於ける鐵道の利用に關する一切の方針を豫め研究調査するを主務とす。

鐵道中央軍事委員會は佐官を議長とし、鐵道營業管區技師長、關係鐵道會社代表者を委員とす。動員に依る現役兵召集の場合又は内外の事情に基き總督令に依つて動員を命ぜられたる場合は即時軍事鐵道班の職員を軍事編成化し、鐵道中央軍事委員會議長の命に服せしむ。議長又鐵道の全部又は一部に徵發令を施行する場合に當つては、軍事鐵道班長たる資格を以て當該鐵道線に對する指揮權を行使す。

八、其他の陸軍部局

印度支那軍事鐵道班は之れを北部、中部及南部鐵道管區の三に分ち、各管區長は當該鐵道營業管區技師長之れに當り、管區は更に分區に區分す。分區には分區長の外、佛人及土人職員を配屬し鐵道現業員をして之れに當らしむ。

八、其他の陸軍部局

上來記述したる部局の外、印度支那に現在する陸軍部局は左記の如くである。

- (一) 陸軍收容所(海防、西貢) 入營兵、除隊兵若しくは本國派遣の軍人軍屬の一時的收容所で、軍隊派遣の將校之れを監督す。
- (二) 陸軍屬員補給所(河內) 印度支那軍隊の各要部に於て必要とする屬員の補給を主務とす。
- (三) 陸軍電信手補給所(河內、西貢)
- (四) 土人步兵下士學校(セット・パゴット)、土人砲兵下士學校(河內)、土人陸軍幼年學校(三校)
本校は十一歳以上十四歳未滿の戰死、現役又は退役土人軍人の子弟及公務に起因する孤兒を收容す。
- (五) 陸軍諜報課 印度支那軍團參謀部に所屬し、極東に於ける外國兵力の實情及進歩の狀況を報告し、兼て植民地防備組織に參考となるべき資料を蒐集するを主務とす。支那國境方面、西貢及ブノン・ベン方面に諜報掛將校を派遣して常に之れと連絡を保持す。

九、軍事税關班

軍事税關班は動員時に際して税關及稅務部職員を以て編成する軍事機關で、この場合に於ける税關班は陸軍法規の適用を受け、一般税關事務を執ると同時に軍事官憲の委任する特別任務に服する規定である。軍事税關班は二十五管區に區分し、東京及北安南に十、中部安南に三、南部安南及交趾支那に七、柬埔寨に四、老撾に一管區を置き、各管區は更に若干の派出所を設置す。

第三款 陸軍徵募法

印度支那陸軍徵募法を佛人兵徵募法と土人兵徵募法の二つに區分して説明する。

一、佛人兵徵募法

印度支那に於て義務兵役法の適用を受くる者は本國人若しくは歸化佛蘭西人に限られてゐる。徵募手續として徵募掛員は毎年本人の申告、戸籍及その他の資料に依つて管内に居住する佛人にして翌年中に満二十歳に達する者の徵兵名簿を作製し、所轄行政長官を經由して徵兵會議に進達する規定であるが、徵兵會議は河内及西貢の二箇所に本部を置き支部を重要な郡に設置し、各本部は東京理事長官、交趾支那副總督又はその代理者を議長とし、印度支那軍團司令官の指命する佐官一名、民政部事務官一名、參事會議員又は植民地會議々員若しくは保護國會議員一名より成り、外に軍醫一名、主計官一名、參謀部代表將校一名を附屬してその任務を補佐せしむ。

徵兵會議が壯丁名簿を接受したる時は、各壯丁につき名簿と對照して兵役に對する體格の適否及その他の事情を検案し最後に徵兵確定名簿を作製す。

右義務徵兵法以外志願兵法があるが、満十八歳に達したる佛人は西貢、河内、海防の三市長に對して志願兵採用を申請することが出来る。

佛人兵の現役年は本國法に準じ一箇年とす。

二、土人兵徵募法

印度支那に於ける土人兵の徵募法が、義務徵兵法と志願及再志願法を併用しつゝあることは佛人兵の場合と略々同一であるが、安南、東京に於ける徵兵法、交趾支那に於ける徵兵法、志願兵及再志願兵規定に區分して記述する。

(イ) 安南、東京に於ける徵兵法

印度支那に於ける土人兵の徵募法が、義務徵兵法と志願及再志願法を併用しつゝあることは佛人兵の場合は每年一回施行するを原則とし、總督は安南よりの徵募兵數と東京よりの徵募兵數を決定し、當該理事官長は之れを管内の各州及都市に配當し、各州長及市長は更にその管内の町村又は區に割當つるのである。但し理事官長の配當人員數は徵兵委員會の選拔に資するため、總督の決定人員數より五割を増加する規定である。而して各町村又は區に於ける徵兵掛員は家族扶養の義務なく身體健全二十二歳乃至二十八歳の壯丁中より安南の習慣に従つて各その割當員數を指命するのである。

右に依り指命せられたる壯丁は、各徵兵管區に於て徵長委員會の身體検査を受け確定名簿に登録せらるゝ規定である。

検査に合格して徵兵確實名簿に登録せられたる者は軍團司令官の命に依り直ちに四箇年の現役期間を以て印度支那の諸部隊に編入せしめらる。但し印度支那以外の地に服務する場合は滿三箇年とす。

(ロ) 交趾支那に於ける徵兵法

交趾支那に於ける徵兵法が毎年總督の定むる割當人員數を基準として、副總督の決定したる要員を管内各地方に割當て身體検査の結果を俟つて徵募することは安南、東京と異なる所なきも、交趾支那に於ては徵兵適齡名簿登録者に對して抽籤せしめ、番號の順序に従つて身體検査を施行し規定要員に達するまで合格者を徵集する規定である。

(ハ) 土人志願兵規定

印度支那全國を通じ二十歳以上三十歳未満の土人にして身體健全、品行方正且つ刑罰を受けたることなき者は四年、五年又は六年を期限として志願兵契約を締結することを得。志願兵は編入部隊を選定する権利を認めらるゝも、交趾支那に於て服務を希望する者は交趾支那、柬埔寨又は南部安南出身の土人に限り、各の地方の出身土人は五年以上交趾支那に居住したることを條件としてその

希望を認めらる。

(ニ) 再志願兵規定

所屬隊長の許可を得たる現役故參兵及身體健全、品行方正の除隊兵は三年、四年又は五年を期限として再志願兵の契約を締結し、全服務期間十五年(場合に依つては二十五年)に達するまで契約の更改を爲すことが出来る。

第三節 印度支那海軍部局

印度支那海軍部局は陸軍のそれと同様、佛蘭西共和國政府の一機關、精確に言へば佛國主權の一部機關である。從つて海軍部の經費は當然本國の負擔であるべきだが、事實上は陸軍部と同じく印度支那はその經費の大部分を負擔しつゝあり。

印度支那の海上防備及之を確保する海軍力は本國海軍の純然たる一部を形成するもので、この點に於て陸上防備の任務に服する特殊陸軍兵團たる植民地軍團とその系統を異にしてゐるのである。印度支那の海上防備に任する海軍力は二つに岐れてゐる。一、極東艦隊 二、印度支那海軍がそれである。極東艦隊は司令官を少將とし、現在では巡洋戰艦一隻、スループ型砲艦二隻、砲艦六隻編成である。而して極東艦隊の任務は廣く極東に於ける佛國の利權擁護及屬領の防備を目的とするもの

で、印度支那にのみ專屬するものでない關係上、本艦隊に對する調査は姑く之れを措き茲には主として印度支那專屬の海軍及各部局に就て記述する。

第一款 印度支那海軍

印度支那海軍の代表機關として西貢海軍本部がある。海軍大佐を司令官とし西貢海軍工廠、海軍司法部、土人水兵團、海軍經理部、海軍醫務部、水路部の各部局を統轄す。

海軍司令官對總督の職務上に於ける關係は、一九〇五年十一月三日大統領令（一九一四、七、三一改正）に之れを規定し、印度支那軍團司令官の場合と略々同一である。即ち海軍司令官（西貢工廠の處務に關する事項を保留す、その項参照）は植民地の防備又はその準備行爲に關しては總督に隸屬し（この場合海軍大臣宛海軍司令官の公文書は總督及植民大臣を經由するを要す）、その他の件に關しては海軍大臣に所屬す（この場合海軍司令官の公文書は直接海軍大臣に進達し、その内植民地關係の決定事項に就ては總督に報告するを要す）。司令官參謀として海軍大將二名と特務士官一名とを置き司令官の任務を補佐せしむ。

西貢海軍本部は軍港々務部、陸上海軍營舍及砲艦二隻（内一隻は東京沿岸警備、他の一隻は交趾支那海面の警備に配屬す）を以て編成す。

軍港々務部は少佐又は大尉を部長とし、補佐官として機關將校及特務士官各一名を置く。陸上海軍

營舍は海兵の宿舍及土人海兵の教育練習所である。

印度支那海軍の使命につき一言注意を要する事項は、印度支那沿岸の防備が陸軍官憲の命令上に所屬することである。印度支那軍團の第三旅團長が西貢サン・チャック岬海軍根據地司令官の職務を兼任するはその證在である。

第二款 西貢海軍工廠

西貢海軍工廠は軍艦及船舶の修理及船底掃除を行ふ印度支那唯一の造軍造營物で、近年小型艦船の建造設備を有するに至つた。内部の組織は一八八八年十二月五日大統領令（一九〇三、六、一五及一九〇六、一、一三改正）に依るもので、印度支那海軍司令官の監督の下に海軍工廠工作部長たる造船官（少佐相當）を置きて管理の任に當らしむ。

西貢工廠の主務は造船及各種水上作業、工廠造營物、埠頭、繫船池の建設及修理作業、工廠記錄保管等で、工作部長の下に造船官一名、經理官一名及若干の將校を配屬す。

工廠は前述の如く海軍に必要なる各種の作業を實施する以外、植民地の官營作業及民間作業の請負を爲す。但し民間作業の請負を爲す場合は、私立工場の設備を以てしては作業實施困難なることを商業合議所に於て證明するを要す。

元來西貢工廠は海軍省所管の一機關であつたが、一九二三年九月六日大統領令を以て同日附海軍

大臣と印度支那總督との協定を承認し、國家は西貢工廠を印度支那に移管し海軍關係の作業に實施上の優先權を與ふることを條件として全く工廠の獨立を認むるに至つた。即ちこの協定の結果爾今工廠の歲計は印度支那總督府の附屬豫算に編入することとなつた。而して工廠に對する海軍司令官の權限は總督の管理下に於て協定以前に於ける海軍大臣の權限を引續いたものと云ふことが出来る。

第三款 印度支那海軍司法部

印度支那海軍の司法機關は 一、海軍々法會議及同高等軍法會議 二、艦上軍法會議及同高等軍法會議に區別せらる。

一、印度支那軍法會議及同高等軍法會議

軍法會議は必要に應じて總督令を以て設置する規定で、判士長以下五名の判士を以て、高等軍法會議は判士長及判士三名を以て編成し、法務官及錄事一名を附屬せしむることは陸軍々法會議と同一である。

海軍軍法會議及同高等軍法會議は海軍法罪法の定むる所に於て審判を行ふのであるが、海軍少佐又はそれ以上の被告人に對しては審判權なく是等は總て本國軍法會議の審判に移附する規定である

二、艦上軍法會議及同高等軍法會議

編成は陸上の軍法會議と同一であるが、判士長又は判士は陸軍將校の參加を求むる場合が多い。

これは印度支那海軍所屬の軍艦はいづれも海軍大尉を艦長とする砲艦で、而も將校の定員が極めて少數であるからである。

第四款 印度支那土人水兵團

印度支那土人水兵團は一九二四年五月三十一日大統領令(同年八月一日公布)を以て編成せられたもので、舊制度に依る交趾支那土人水兵及安南東京土人水兵の區別を撤廢して統一した新編成である。

土人水兵の定員は海軍大臣の定むる所に依り、志願又は再役志願者より徵集するを原則とす、年齡十八歳乃至二十五歳の印度支那土人にして體格及品行條件を具備する者は四年、五年又は六年の期間(義務服役を強制せられる者は三年又は二年)を以て水兵志願の契約を爲すことが出来る。再役志願者は三年(特別の場合として、二年)を一期とし現役を通じて十五年(特別の場合として二十五年)に達するまで契約を更改することを得るも、年齡五十一歳に達するときは除隊せしめらるゝ規定である。志願又は再志願者の數が成規の定員數に充たざる場合は、義務兵役法に依り四年の期間を以て一般壯丁より徵集す。

第五款 其他の海軍部局

一、海軍經理部

部長を主計大佐(又は中佐)とし部員に主計官二名を置く。海軍經理部の主務は極東在留の軍艦に對する補給、陸上海軍所屬員の俸給、印度支那各部局の經理事務總轄、西員海軍工廠豫算の歲出決算等である。

二、海軍醫務部

軍醫官、藥劑官各一名を置き部務を處理せしむ。

三、水路部

水路部の主務は印度支那沿岸他國の作製であつて測量船三隻を附屬す。

第四節 印度支那民政部局

印度支那民政部事務官團と植民地行政官團の異なる所は、前者は印度支那特有の官團で印度支那に於てのみ服務するを通則とするに反し、後者は植民省所管の他の總ての植民地に於て服務することを得る點である。印度支那民政部事務官の官制は一九二〇年十二月一日(一九二一、一一、二九。一九二三、一二、二八改正)大統領令の定むる所でこれに依ると民政部事務官は専ら一般行政、州行政、總督府部局、聯邦各國中央行政廳の事務を擔任し、植民大臣又は總督の決定に依り定貢の百分の二を限度として本國勤務を命ずることを得る規定である。

民政部事務官團には本官團と屬員團の二種がある。

本官團は事務官(三級)、事務官補(四級)、見習事務官の三に區分す。事務官は聯邦各國の州長、總督府又は各聯邦中央行政廳に於ける主要部局長等に補せられ、事務官補は各中央行政長官の補佐又は代理の職務を執り、見習事務官は州行政又は中央行政の事務を分擔す。

事務官及事務官補の任命及進級は、總督の推薦と植民大臣の申請に依りて大統領令を以てし、見習事務官は植民省令に依り任命す。見習事務官は植民學校印度支那科の卒業生より毎年五名以上を採用し、見習期間一年後成績を參照して三等事務官補に任用する規定である。

屬員團は課長(三級)、副課長(二級)、書記(二級)に區分す。いづれも本官團に隸屬し印度支那各行政廳の所要の局課に配屬せしめらる。

第五節 印度支那司法部局

印度支那司法部には他の大部局と異なり、廣く全般に亘つてその權能を及ぼす單獨の長官なるものが無い。印度支那控訴院の二院制實施以前に於ては、司法部長の權能は控訴院檢事長に歸屬したのであるが、一九一九年五月十九日大統領令を以て控訴院の二院制實施せられ二名の檢事長を置くに至れる結果、司法部長たる不可分の資格はその歸屬を明らかにすることを得ざるに至つた。なほ

前記大統領令の結果として本國に於て司法省に歸屬する權限は、植民大臣及司法大臣の恒久委任に依つて總督に委附せらるゝに至つた。從つて現行法の解釋としては印度支那司法部の長官は總督なりと言ふを妥當とする。

因に印度支那一般中央行政機關の項に述べた司法管理局長は單なる總督の諮詢機關であつて、印度支那司法部とは全く無關係のものである。

第一款 普通法裁判機關

印度支那に於ける普通法の裁判機關は、一、治安區裁判所、二、治安地方裁判所、三、始審裁判所、四、商事裁判所、五、控訴院、六、重罪裁判所、七、破毀院であるが、是等の説明に入るに先立ち印度支那司法官の官制を記述する。

印度支那に於ける佛蘭西裁判所に勤務する司法官は、總て佛人とし植民地司法官の一部を形成するを原則とする。而して印度支那司法官の任命及進級が、大統領令に依つて行はるゝことは本國司法官と同一であるが、兩者の異なる所は後者が終身官であつて司法大臣所轄であるに反し、前者が終身官にあらずして植民大臣所轄である點である。

印度支那司法官には行政官の如く階級上の等級なく、その擔當する任務の輕重に依つて差等を設くるのみである。即ち

判事にあつては治安區裁判所判事、補助判事、第三級又は第二級裁判所附判事補、第一級裁判所附判事、治安地方裁判所判事、豫審判事、第三級又は第二級裁判所長、第一級裁判所長、控訴院判事、控訴院部長、控訴院長の順序である。

檢事にあつては檢事長附檢事、初審裁判所檢事代理、初審裁判所檢事、檢事長代理、檢事長補、檢事長等の順序である。

一、治安區裁判所

イ、佛蘭西司法官の關與する治安裁判所

印度支那に於て佛蘭西司法官の關與する治安區裁判所は、西貢、河内及海防の三都市に設置し各その市を管轄區域とす（西貢治安區裁判所はシヨロン市を包轄す）。

右の内西貢治安區裁判所は常任の判事一名、書記一名、書記補若干名を以て構成し、違警罪を審理するに當つては、檢察官の代理人として警察官を參與せしむる等自主的形式を具備するも、河内及海防治安區裁判所には常任の判事を置かず、必要に應じて第一審裁判所より判事を派遣して事件を處理せしむる規定で、事實上河内及海防の兩都市に於ては治安裁判所と第一審裁判所とは事件の審理上混同せらるゝ場合が多い。

西貢、河内、海防以外の地域に於ける治安區裁判所判事の任務は、第一審裁判所長若しくは治安

地方裁判所判事之れを執行し、その裁判權が初審且つ終審であることは總てを通じて同様である。但し土人判事の審理を受くる交趾支那治安區裁判所の判決、第一審裁判所及治安地方裁判所の管轄以外に於て、州長又はその代理者に委任したる治安區裁判所判事の權限の一部を以て爲したる判決に對しては控訴を認めてゐる。

民事々件に對しては、治安區裁判所は原則として評價三百法までの對人及動產訴訟事件に對する終審權を有し、六百法まではその判決に對して始審裁判所に對する控訴權を認められてゐる。不動產訴訟事件に就ては、治安區裁判所は占有訴權に關する事件を限り控訴權を認めて審査することが出来る。違警罪に對しては、治安區裁判所は若干の例外を除き總ての事犯を審理するも、罰金刑及罰金と民事賠償金の會計金額五法以上の刑に對し終審の言渡を爲すことを得ざる規定である。

治安區裁判所判事は右に述ぶる權限の外、親族會長、親權解除、緣組、後見、押捺及封印解除、調停等、民事訴事件に對する權限を附與せらる。

ロ、土人司法官の關與する治安區裁判所

土人司法官の關與する治安區裁判所は、一九二三年七月二十五日總督令を以て一九二一年二月十六日大統領令を適用して、交趾支那に土人治安區裁判所判事團を假りに設定したるに起因するもので、試験の上司法管理局長の推薦に依り、總督令を以て任命したる土人司法部員を以て編成す。

土人治安區裁判所の權限は、原告被告共に安南人又は之れに準すべき者の場合に限りて完全に行使せらるゝ規定であるが、民事々件に對する土人治安區裁判所の權限は、佛蘭西治安區裁判所と同一であるが、訴訟當事者はその訴訟を被告の住所以外又は係爭物件の所在地以外の他の治安區裁判所に提起することの協定を承認し、普通の制限を超ゆる對人及動產訴訟事件に對する當該裁判所の權限を承認することが出来る。

違警罪に對する支趾支那土人治安區裁判所の權限も、亦民事事件と同様佛蘭西治安區裁判所と同一である。以上民事及刑事々件を通じ、土人治安區裁判所の判決に對しては總て始審裁判所又は地方治安區裁判所に對する控訴を認められてゐる。

民事非訴事件に對する土人及佛蘭西治安區裁判所判事の權限は兩者同一であるが、この外前者は特に土人關係の重罪及輕罪事件に對する司法警察權を有し、且つ司法官憲の委任に依り一切の土人事件に對する搜查檢證を行ふ權限を認められてゐる。

二、治安地方裁判所

治安地方裁判所は西貢控訴院及河內控訴院の管轄地域内に於ける各地に設置す。各治安地方裁判所は治安區裁判所判事、豫審判事及書記各一名を以て編成し外に書記補若干名を置く。

民事々件に對しては、治安地方裁判所は交趾支那に特別なる治安區裁判所の終審權に關する條件

を保留し、千五百法又は五百ピアストル若しくは料收護四十ギアまでの不動産訴訟事件に對して始審及終審權行使す。以上の外治安地方裁判所は控訴院に上告することを得る總ての事件を審理す。但し訴訟當事者は公の秩序に關係なき場合に限り、前記の制限を超ゆる事件の終審裁判を受くることを得。

懲罰事件に對しては、治安地方裁判所は控訴院に上告することを得る總ての輕罪事件を審理し、且つ違警罪に對して終審判決を爲す。

交趾支那に於ては治安地方裁判所は、土人治安區裁判所の始審判決に對する控訴事件を審理す。治安地方裁判所には普通の場合検察官を置かざるも、重要な民事事件に際しては管轄區の檢事長その職務を執行す。治安地方裁判所長は第一審裁判所長の有する一切の權限、特に商事裁判所と同一條件に於て商事々件の審理權を附與せられてゐる。

三、始審裁判所

始審裁判所の各種事件に對する權限は治安地方裁判所と同一であつて、事件の種類に從つて終審判決又は控訴し得べき事件に對する第一審判決を行ふ。又交趾支那に特別なる土人治安區裁判所の判決に對する終審判決を下す權限がある。

西貢初審裁判所は、右の外西貢市にある佛蘭西治安區裁判所の判決に對する控訴事件の終審判決

を行ふ。

各初審審裁判所には檢事一名、書記一名及書記補若干名を置く。

初審裁判所はその所在地の輕重に應じて三級、二級、一級の三階級がある。第三級初審裁判所には一般の場合として裁判長、豫審判事、補助判事各一名を置き（裁判長が豫審判事を兼任する場合もあり）主として所在地の州を管轄區域とす。第二級初審裁判所の編成は第三級初審裁判所と同一である。第一級初審裁判所は西貢、河内、海防の三都市に設置し、各その都市（西貢はショロン市及ギアデン市を含む）を管轄區域とす。裁判長、次長、豫審判事、判事各一名、補助判事四名（必要に應じ一名を増員して豫審判事の職務を執らしむ）を以て編成す。

第一級初審裁判所は二部別とし、第一部は次長を裁判長として専ら安南人及之れに準すべき者の係争事件を處理し、第一部は裁判長直管とし第二部以外の事件を審理す。

四、商事裁判所

商事裁判所は西貢、河内、海防に設置す。職員は第一級初審裁判所職員の兼任であつて、編成は同一であるが、別に商事陪審員二名を置きて裁判に關與せしむ。商事陪審員は一年の任期を以て當該都市の商業會議所佛人選舉人中より選任する規定である。

商事裁判所の陪審員は正員二名、補充員四名であるが、必要の場合は管轄區の控訴院長の申請に

依り司法管理局長の指揮を受けて補缺選舉を行ひて増員することが出来る。

五、控訴院

印度支那控訴院は、一九一九年五月十九日大統領令を以て河内及西貢の二個所に設置せらるゝに至つたが、その編成は（一九二三、三、三、同年七、一七、同年八、一一。改正）控訴院長、同部長各一名判事（評定官）十名（河内控訴院は九名）、書記長一名を以て編成し、外に書記補若干名を置く。

控訴院に檢事局を置き檢事長一名、檢事三名、檢事補三名を配屬し、外に屬員三名を置く。西貢控訴院は交趾支那、柬埔寨その他安南人地方の佛蘭西裁判所の第一審裁判所並に支那（雲南を除く）及暹羅に於ける領事裁判の判決に對する控訴事件の裁判を行ふ。西貢控訴院は一部制とし、第二部は部長を裁判長とし判事二名を以て編成し、主として土人民事事件、安南人又は之れに準すべき者の輕罪被告事件を擔當する佛蘭西裁判所の判決に對する控訴事件を裁判す。第一部は控訴院長を裁判長とし判事二名を以て編成し、専ら第二部所管外の事件を裁判す。以上第一第二部を通じて必要に應じ臨時分科を設置することを得。

河内控訴院は東京、廣州灣及西貢控訴院管轄以外の安南及老撾に於ける佛蘭西裁判所の初審判決及雲南領事の判決に對する控訴事件の裁判を行ふ。第一、第二部に區分して事件を分擔すること西貢控訴院と同一なれども、第二部は部長を裁判長とし判事一名及安南人高官一名を以て編成す。但し

必要に應じ別に判事を科長とし判事及安南人高官各一名を以て編成する第二部第二科を設置して之れを補充することを得。

印度支那控訴院（西貢、河内、控訴院共通）は又一八六九年四月二十八日及一九一〇年七月十五日の法律の規定に基き、佛國民、臣民及保護國民に依り雲南を除く支那及暹羅（西貢控訴院所管）若しくは雲南（河内控訴院所管）に於て行はれたる重罪犯に對する初審及終審裁判權を有す。この場合法廷は裁判長（控訴院長）以下佛人判事四名を以て編成す。

右の外控訴院は流刑囚、懲役囚、責付免役者の犯罪に對する起訴事件の審理を行ふ。この場合控訴院は主として證據書類に基いて裁判す（死刑に該當する犯罪に對してはこの限りにあらず）。なほ印度支那重罪裁判所の權限に屬する事件の豫審又は特に控訴院の審理に屬する犯罪事件の豫審若しくは豫審判事の決定命令に對する抗告、復權請求の場合に於ては證據調を行ひ、控訴院内に設置する移審部（控訴院判事三名を以て編成す）をして審理せしむ。

六、重罪裁判所

各控訴院の管轄地域内に於ける佛人又は之れに準すべき者の重罪犯（控訴院所管の支那及暹羅に於ける犯罪を除く）は西貢及河内重罪裁判所の管轄とす。

重罪裁判所は裁判長（控訴院長又は同部長之れに當る）以下判事（控訴院判事又は初審裁判所判事）

二名及佛人陪審員四名を以て編成す。

西貢控訴院管内に於ける安南人又は之れに準すべき者の重罪犯は、西貢外四個所の重罪裁判所に於て、河内控訴院管内に於ける同上の重罪犯は河内重罪裁判所に於て之れを裁判す。

右の内西貢及河内の土人重罪裁判所の編成は陪審員を佛人四名の代りに安南人二名とする外佛人重罪裁判所と同一である。その他の土人重罪裁判所は裁判長（西貢控訴院判事）以下判事二名（控訴院判事又は始審裁判所判事）及安南人陪審員二名（アノン・ベンに於ては柬埔寨人二名）を以て編成す。

以上各土人重罪裁判所に檢事局を置き、檢事長、檢事又は檢事補一名、書記長一名、書記補若干名（以上西貢及河内重罪裁判所）又は初審裁判所檢事（重罪裁判所々在地の）及書記各一名（以上西貢及河内以外の四重罪裁判所）を配屬せしむ。

七、破 謾 院

破謫院は全印度支那を管轄區域とし治安區裁判所、違警罪又は土人民事々件に關與する裁判所の終審判決に対する檢事長の抗告を審理す。

破謫院は西貢控訴院内に構成せらるゝ司法機關であつて本來の意味を以てする裁判所ではない。

従つて専任職員の規定なく専ら控訴院の高級司法官を以て編成せられ（控訴院長、控訴院先任判事

四名）、檢事局（控訴院檢事長、同書記長）を併置す。

第二款 行政裁判機關

行政裁判機關は司法部の直系機關でない。而してその主務は個人對各行政官廳間の係訴事件に対する初審判決を爲すにあるが、行政官廳が多くの場合被告の地位にあることは言ふまでもない。

印度支那に於ける行政裁判機關として、河内及西貢行政訴訟委員會の二がある。前者は東京、安南及廣州灣一圓を管轄地域とし、後者は交趾支那、柬埔寨及老撾を管轄地域とす。

官制は一九二一年九月六日大統領令及一九二二年二月七日總督令を以て改正せられ、議長（控訴院判事）及民政部事務官二名（法學士にして十年以上の勤績者）を以て編成し、官廳代表者一名（同上の資格者たる民政事務官）及書記（法學士たる民政部官吏）を配屬す。

行政訴訟委員會員は聯邦行政長官及司法管理局長の意見を徵し三年を任期として總督令を以て指命す。毎月二回會議を開き當面の事件を審判す。委員會の決定に對しては三個月以内に本國參事院に上告することが、出來るが決定は之れがために執行力を中止するものでない。

第三款 土人裁判機關

土人裁判機關は聯邦各國一樣でない。以下順次之れを説明する。

一、交趾支那

交趾支那在住民は全部佛國所屬民たるが故に、一様に佛蘭西裁判所の裁判管轄に屬する關係上、交趾支那には土人裁判所存在せず。

二、安 南

安南に於ける現行土人裁判制度は安南帝國時代の舊制度をそのまま踏襲し、歐洲に於ける三權分立の原則に反馳して、行政官は同時に司法官であつてその間何等の區別をも設けてゐない。加之安南の裁判制度に於て民事、刑事の裁判權を區別し若しくは始審控訴審を區別することは必ずしも重要な問題でない。

安南に於ける土人裁判機關は町村官憲、郡官憲及府縣官憲であるが、第一、第二の官憲は主として係争事件に對する調停の任に當り、第三官憲（知府、知縣、知州等）は事件の調停不能に歸し判決に依つて懲罰を必要とする場合に於て裁判手續を執行する權限を有つてゐる。この場合に於ける裁判所は州の首府に於て州官人（内一名は案察又は官案を補す）の會議制に依つて構成せらるゝ規定である。裁判の決定は後段に述ぶる除外例を保留し、安南政府の司法大臣の審査を受くる必要がある。但し大臣のこの審査は本來の意味に於ける控訴審にあらざることは勿論であるが、皇帝の名に於て裁判の決定の執行を停止し、且つ命令を以てするか、又は理事官長の勸告に従つて當該事件の再審を爲さしむることを得。

土人裁判事件に對する理事官長の容喙は原則として裁判の良好妥當なる運用を監督し、法律又は正義に違反すと認むる事項を指摘するに限定せらるゝも、一九一四年九月十一日安南勅令を以て理事官長の權限を著しく擴大したる結果、州裁判所は若干の條件を保留し理事官長の同意を経るにあらざれば笞刑以上の刑の宣告を爲すを得ざるに至つた。

三、柬 埔 寨

行政及司法の區別明瞭で、裁判は柬埔寨政府司法大臣に隸屬する裁判官（Krom-Tralakar.）に依つて行はる。裁判所の種類としては 一、治法裁判所十六（判事一名、書記一名） 二、始審裁判所十五（判事一名、書記一名を以て編成し各州首府に在る豫審判事一名又は數名の協助を受く） 三、控訴院一（ブノン・ベン市、判事三名書記一名） 四、重罪裁判所一（控訴院判事三名と陪審員二名を以て編成し三箇月毎に開廷す） 五、破毀院一（ブノン・ベン市、司法官三名、書記一名を以て編成す）がある。

治安裁判所は評價百ピアストル以下の民事訴訟及罰金刑に該當する違警罪に對する終審裁判、始審裁判所は民事に對しては治安裁判所と同一權限を有し、刑事に對しては違警罪及治安裁判所の判決に對する控訴事件の終審裁判、控訴院は民事に對しては治安裁判所及始審裁判所の始審判決に對する控訴、刑事に對しては始審裁判所の判決に對する控訴裁判、重罪裁判所は重罪事件の終審裁判、破毀院は前掲各裁判所の終審判決に對する上告を審理し、正當の理由ありと認むるときは更に當該

事件を移審することを得。

柬埔寨裁判機關の一般的任務は、一面に於ては印度支那司法管理局所屬司法官（柬埔寨政府司法顧問官）の監督を受け、他の一面に於ては州長及司法省内の理事官長代理者の監督を受く。司法顧問官は土人裁判機關の一般的監督以外總ての終審判決に關する報告を接受し、必要と認むる場合は之れを破毀院に上告せしめ裁判に參加して意見を述ぶることが出来る。州長は管内に於ける土人裁判所に對し理事官長代理はプロン・ペン市にある裁判所及控訴院に對して夫々監督の任に當る。

四、老 摩

老撾に於ける土人裁判機關の首腦者は老撾理事官長で、裁判所の種類は一、第一級裁判所（裁判所判事一名の外陪審員二名、書記一名を以て編成し各州の首府に設置し州一圓を管轄地域とする）二、第二級裁判所（總督府監督官を裁判長とし土人陪審員一名（刑事法廷に於ては二名）書記一名を以て編成す）三、高等法院所屬又は理事官長廳所屬若しくは老撾所屬の控訴院檢事局の高級司法官を裁判長とし、老撾土人高官一名、書記一名を以て編成す）等である。

以上各種裁判所に於ける土人職員は土人行政吏員又は土人有識者中より理事官長之れを指命す。因に老撾には土人司法官の特別官團は未だ設定に至らず。

五、東 京

東京に於ける土人裁判機關は司法管理局長の所管で、その任務運用は河内控訴院檢事長の監督を受くる規定である。

裁判所の種類は一、第一級裁判所（府、縣又は州に設定し土人判事、缺員の場合は所轄長たる官人を裁判長とし書記一名を附屬す）二、第二級裁判所（各州の首府に設置し州長又は州助役、若しくは司法管理局長の任命する佛人司法官を裁判長とし、土人司法官團所屬の判事又は州土人官吏中の最先任者、これ無きときは總督の任命する補助判事一名を以て編成す）三、第三級裁判所（河内控訴院第二部のこととで總督の選定により安南政府の任命する土人司法高級官人二名を參加せしむ）等である。

東京に於ける土人判事の階級は特級、一級、二級、三級に分れ外に判事補及見習判事がある。是等司法官の任命、進級及命課はいづれも理事官長の權限に屬してゐる。

第一款 人 員

印度支那國庫出納部の職員は、一、高等出納官吏、二、印度支那會計官吏の二種類がある。

印度支那に勤務する高等出納官吏はいづれも印度支那特別官團所屬の官吏であつて、一、出納總監、二、金庫出納官、三、特別出納官の三種がある。

出納總監は河内に駐在し、特別出納部及その他の會計部所屬員の人事管理に關する事項を除き、總督及大藏大臣に對して印度支那出納部を代表し、その結果として人事法規の制定上特定の權限を享有す。

金庫出納官は交趾支那に、特別出納官は柬埔寨、安南及老撾に駐在す。

出納總監、交趾支那金庫出納官は大藏大臣の推薦に依り植民大臣の同意を経て大統領令を以て任命し、特別出納官は植民大臣の意見を徵し大藏省令を以て任命する規定である。

印度支那會計官吏には、一、會計主事(三級)、二、會計書記長(五級)、三、會計書記(四級)の三種十二級がある。會計主事は植民大臣の意見を徵して大藏大臣之れを任命し進級は總督之れを管掌す。會計書記長及會計書記の任命、進級はいづれも總督の管掌とす。

第二款 處務

印度支那出納部の處務は高級出納官吏の有する權限に準じて聯邦各國夫々特別の出納局を構成す但し印度支那出納總監の直轄下にある東京は例外である。

東京に於て印度支那出納總監は本國財務部の經理事務(金銀郵便事務を含む)を管掌し、且つ特別出納官に依り安南及老撾に於て處理せられたる同上の事務を統一す。なほ供託金庫、海軍廢兵金庫及同救濟金庫の出納事務の管理及統一も亦出納總監の主務であつて、この外總監の管掌事項は左記の如くである。

- (一) 東京豫算に關係ある印度支那一般豫算、同附屬豫算並に東京豫算に關する財務部局の出納事項
 - (一) 河内市收入役たる任務及極東佛蘭西學院豫算會計事項の統一
 - (一) 交趾支那金庫出納官及特別出納官に依り東京以外の聯邦に於て處理せられたる所管出納事務
 - (一) 交趾支那國庫出納官の管掌事項は左記の如くである。
 - (一) 本國豫算、供托金庫、海軍廢兵金庫の出納事項
 - (一) 東埔寨特別出納官に依り東埔寨に於て處理せられたる前項の出納事務統一
 - (一) 交趾支那豫算會計事項及その統一
 - (一) 西貢市收入役たる任務及西貢商港豫算會計事項
- 特別出納官の管掌事項は左記の如くである。

(一) 所管聯邦國の豫算會計事項

(一) 都市收入役たる任務(アノン・ベン市及ヴキエンチアヌ市)

第二章 部局印度支那聯邦各國

印度支那聯邦各國部局は豫算支辨の關係上より左記の區分に依つて記述する。

- 一、印度支那一般豫算支辨の聯邦各國部局
- 二、印度支那一般豫算及聯邦各國豫算支辨の聯邦各國部局
- 三、聯邦各國豫算支辨の各國共設部局
- 四、聯邦各國豫算支辨の各國特設の部局

第一節 印度支那一般豫算支辨の聯邦各國部局

印度支那一般豫算支辨の聯邦各國部局は左記の如くである。

- 一、稅關稅務局
- 二、遞信局

- 三、登錄局
- 四、地權局
- 五、鑛山局
- 六、陸地測量部
- 七、文庫記錄局
- 八、海籍部
- 九、極東佛蘭西學院
- 二、中央氣象臺
- 二、バストゥール研究所
- 三、農事研究所
- 三、漁業海洋局
- 四、在巴里印度支那經濟事務局
- 五、在巴里印度支那輔導局

第一款 印度支那稅關稅務局

印度支那稅關稅務局本部は稅關稅務局本部長之れを統督す。本部長官制は一九一二年四月五日大

統領令を以て制定せられたもので、植民大臣の申請に依り大統領令を以て任命し總督の直接權限下に配屬せしめる。本部長の任務を補佐するため次長を置く。本部長の任用資格は別段の條件はないが、次長は一級檢閱官から選任する規定である。

稅關稅務局本部は之れを河内に設置し、秘書課、庶務人事課の外五課を置き、稅關、稅務、商業統計、會計、物品及行政訴訟の事務を分掌せしむ。

以下聯邦各國に於ける稅關稅務支局につき人員、處務に就て記述する。

一、人員

聯邦各國に於ける稅關稅務員支部は支部長たる檢閱官之れを統轄す。支部長の資格は一級檢閱官たることを原則とし、當該行政長官(交趾支那副總督又は各國理事官長)と稅關稅務局本部長の協定申請に依り總督之を指命す。

稅關稅務局支部長は本部長及當該行政長官の權限下に屬す。支部職員は甲乙二種に分れ、甲職員は檢閱部及各局課職員で、書記補書記(三級)、書記長(四級)、監督補監督(二級)、監督主事(四級)、檢閱官(三級)の七種十八級に區分せらる。乙種職員は内勤員と外勤員に區分し、内勤員は見習副班長、副班長(三級)、班長(四級)の三種八級に分れ、外勤員は専ら甲種職員を補任する規定である。以上の外本國關稅より派遣せられた本國職員がある。

二、處務

印度支那聯邦各國に於ける稅關稅務支部は左記の區分に依る。

イ、東京及北安南支部

ロ、交趾支那支部

ハ、安南支部

ニ、柬埔寨支部

ホ、老撾稅關稅務部(獨立廳で支部制を探らす)

印度支那稅關稅務各支部の任務は財務部局全般の基礎を爲すもので、聯邦各國豫算、自治都市並に港灣及商業會議所の豫算、歲入となるべき諸稅の徵收に當る外、主務として一般豫算の歲入に繰入るべき各種の間接稅(登錄局所管の課稅を除く)を徵收するにあり。なほ参考のため稅關稅務局の管掌する主なる間接稅の種類を左に列記す。

關稅、同附加稅(統計稅、通過稅、解船稅、礦油入庫稅、米穀輸出稅、鑛物輸出稅、保管稅、時間外監督手數料)、消費稅、阿片稅、鹽稅、酒精稅、煙草稅、礦油稅、燐寸稅、火藥稅、骨牌稅等。

第二款 印度支那遞信局

印度支那に於ける郵便電信電話事務は從來聯邦各國の自治に一任したが、一九〇一年十一月十四

日總督令を以て印度支那遞信局を設置し、中央に統一するに至つた。

遞信局を河内に設置し、遞信局長を置く。局長は總督に直屬し、印度支那郵便電信事務を總轄す。遞信局に秘書課、人事及豫算課、會計及金銀課、郵便課、電信電話課、小包郵便課、庶務課を置き、外に中央技術局を附屬せしめて電信、電話、郵便その他遞信關係の事業計劃の實施に關與せしむ。無線電信事務は初め陸軍部の所管であつたが、一九〇九年四月三十日總督令を以て遞信局に移管し、無線電信部長を置きて事務を總轄せしむるに至つた。

以下聯邦各國に於ける遞信官廳の組織につき、人員、處務に區分して説明する。

印度支那聯邦各國をその國境別に五遞信管區に區分し、各管區に於ける遞信事務は遞信管區長之れを統轄す。管區長は遞信局長及當該國行政長官の協定申請に依り總督之れを任命す。

印度支那遞信關係の職員は、本國職員、地方佛人職員及土人職員の三種に區分せられ、本國職員は印度支那遞信事務擔任のため五年以上の契約に依つて本國より派遣せられたる官吏である。地方佛人職員には檢閱官(三級)、監事長(三級)、監事(三級)、書記長(四級)、書記(三級)、見習補、技師長(三級)、技師(四級)、監督長(四級)、集配班主事(四級)、技手(三級)、監督(三級)、集配班長(三級)、女子電話交換主事(三級)、同交換手(三級)等の種類がある。土人職員には書記長(三級)、書記(五級)、書記補(二種)——(以上長級官團)、電信主事(一級)、電信手(六級)、電信手補、技師(五級)、

技手(六級)、技手補——(以上中級官團)、工場主事(四級)、工長(四級)、監督(四級)、集配主事(五級)、集配人(三級)、郵便運搬夫(七級)等がある。

印度支那遞信管區を五區に區分し(その區域は聯邦各國の境界に準ず)、各管區に遞信管區長を置きて管内遞信事務を統轄せしむることは前述の如くであるが、管區長には會計收入役一名を配屬し、當該管區の首邑に於ける郵便局長を兼任し且つ管内各郵便局の會計文書を蒐集せしむ。

印度支那に現在する郵便局の總數は三百七十四局で、事務の繁閑に應じて一、二、三等局に區分す。この外各遞信管區内に於て最近の郵便局より成規の郵便通路に位置せざる主要村落まで郵便物の搬送事務に當る等外郵便局が合計六百五十局あり。

電信事務は陸上線及海底線を通じ、一、二等郵便局全部及三等郵便局の殆んど全部に於て之れを取扱ふ。

公衆電話線は東京に於ては、河内||海防線、海防||ドソン線、河内||南定線、河内||タムダオ線、河内||ダブコ線、海防||マコケ線及海防||クアンエン線、安南に於ては、順化||ツーラン||フェホー線、交趾支那及柬埔寨に於ては、西貢||ミト||ブノン・ベン線、ブノン・ベン||アンタソム||カムボ線、カムボ||ボソム線、カムボ||ケブ線等である。

第三款 印度支那登錄局

印度支那登錄局は財務局長監督の下に總督の任命する次局長をして事務を統轄せしむ。本部を河内に設置し、印度支那を二區（交趾支那、柬埔寨支署及安南、東京支署）に區分し、檢閱官をして管内各派出所（派出所の現在數は兩支署を通じ十二箇所である）の事務を監督せしむ。

登錄局次長は部内各部局の財務關係事務及收納金會計事務の統一を確保し、その成績を毎月末財務局長に報告す。

登錄局の所管事項は左記の如くである。

- (一) 裁判の判決に依る罰金、科料、訴訟費用及行政處分に基く徵收金の收納事務
- (二) 抵當物件の保管、動產公賣豫納金收納、同上の登記、相續及無主財產の管理、證券印紙類の販賣事務
- (三) 不動產又は國債を以てする保證金の保管事務
- (四) 印紙稅及不動產稅の設定

第四款 印度支那地權局

印度支那地權局に次局長を置き、財務局長の監督の下に印度支那土地所有權の設定及實施に關する事務を統轄せしむ。

次局長は一九二五年七月二十一日及一九二六年十一月二十三日大統領令に依る印度支那土地法の

實施及監督に關する調査に任じ、上司に對して必要なる提議を爲すと共に土地臺帳の作製、土地所有權の讓渡に關する手續上の監督を爲す以外、その證明事項を財務局長及當該關係行政長官に報告し兼て必要なる一切の手續を申請す。

第五款 印度支那鑛山局

從來印度支那鑛山局は工務檢閱總監の監督下にあつたが、一九二一年六月二十日總督令を以て總督に直屬する獨立の一局になつた。

鑛山局長は技術官より總督令を以て任命する規定で、所管事務及鑛山所有權の設定に關して意見を總督に具申す。
鑛山局に鑛山課、地質課の二課と鑛物分析實驗所とを置き、課長及所長をして各その所管事務を分擔せしむ。

第六款 印度支那陸地測量部

印度支那陸地測量部は、一八九九年七月五日總督令を以て設置せられた陸軍の一部局であつて、印度支那軍團司令官に直屬し、參謀部の一部を爲すものであるが、人件及物件費は全部印度支那一般豫算支辨で唯部長の俸給を本國豫算支辨とするのみである。

陸地測量部長には佐官たる將校を補任し、佛人部員として文官將校及下士卒を土人部員として技

術員及製圖手を置く。

測量部は本部を河内に支部を西貢に置く。本部を四區に區分し、各區は印度支那基本地圖の作製に要する天文及三角測量作業、製圖、假地圖の訂正、官廳關係の特定作圖調査、地圖の編纂及公刊等の事務を分擔す。

陸地測量部に於て從來刊行したる地圖は左記の如くである。

百萬分の一及三百萬分の一印度支那全圖（一九〇三年、一九〇七年刊行）、五十萬分の一印度支那旅行地圖（計三十一葉、一九二三年刊行）、十萬分の一印度支那地圖（計百十九葉中、六十五葉既刊）、二萬五千分の一東京及タン・ホア三角洲地圖、安南及交趾支那三角洲地圖。

第七款 印度支那文庫記錄局

印度支那文庫記錄局は一九一七年十一月二十九日總督令を以て設置せられ、管理上印度支那教育局に附屬するが、事實上に於ては全く別種の一局である。

記錄局は之れを河内に設置し總督の任命する局長の外司書官及屬員を置きて任務を補佐せしむ。局長は官制上教育局長の權限下に屬し、各圖書館及印度支那記錄庫に對する恒久的監督權を有す。記錄庫は公文書類の保管を主務とし河内、西貢、順化、ブノン・ベン及ヴキエンチャヌの五箇所に設置す。

圖書館は河内、西貢、順化及ブノン・ベンの五市に設置し、内河内にあるものを中央圖書館と稱し規模最も大である。

第八款 印度支那海籍部

印度支那に於ける海員編籍事務は、西貢、海防及ツーランの三管區に區分され、各管區に總督の任命する海籍部長を置く。管區長は海軍將校又は商船高等船員の前歴ある者より採用する規定である。

各管區に於ては軍艦又は商船乗組志願者名簿を備付け、海員志願者を登録し必要に應じて各方面の需用に應ず。年齢十八歳未満の志願者を假編籍者とし、十八歳以上にして十八箇月の航海實務を了へたる者を本編籍者とする規定である。

第九款 極東佛蘭西學院

極東佛蘭西學院は一九〇一年二月二十六日大統領令を以て總督の統督と佛蘭西學士院の監督下に河内に設置せられたもので、目的は左記の如くである。

- 一、印度支那に於ける考古學及言語學の研究指導
- 二、印度支那隣邦（印度、支那、日本、馬來等）の宗教及文化に關する研究指導

學院長は總督及本國學士院の推薦に依り大統領令を以て任命し、任期は六箇年で重任を妨げず。

第四篇 佛領印度支那統治組織＝總督府傍系行政機關

學生は一定の素養ある印度及極東諸國の研究を志望する青年及研究のため極東に在留する學者より成り、自己研究の傍ら學院の特殊目的に協力するを要す。

第一〇款 印度支那バストゥール研究所

現在の印度支那バストゥール研究所は從來河内醫學校長の指導下にあつて、牛痘及血精、熱帶病の細菌學的研究及農藝化學研究機關であつたニヤ・トラン研究所と總督直屬の同種研究機關であつた西貢研究所とを併合したものである。在巴里バストゥール研究所本部の監理に屬し印度支那總督は年額七萬五千法の補助金を交附し、巴里本部よりは毎年十萬法に相當する牛痘又は血精の現品補助を爲してゐる。

ニヤ・トラン及西貢研究所員は植民大臣及總督の意見を徵して巴里本部員より選任し、所長は兩研究所を兼任し、退役植民軍々醫を補任することになつてゐる。

西貢研究所は人體細菌學研究室、動物細菌學研究室、生物化學、食料品検査室、護謨研究實驗室の四機關に區分し、ニヤ・トラン研究所は牛痘及血精培養及植民生物學の研究に當つてゐる。

第一一款 印度支那中央氣象臺

印度支那中央氣象臺は一九〇二年十一月七日總督令を以て東京建安州に設置せられ、空中現象、地球磁氣及地震等に關する科學的調査を主務とす。

印度支那中央氣象臺は一九〇二年十一月七日總督令を以て東京建安州に設置せられ、空中現象、地

球磁氣及地震等に關する科學的調査を主務とす。

天候觀測に就ては印度支那全國及支那國境方面に於ける一等測候所十三箇所、二等測候所、十箇所、信號所四箇所に依つて連絡を取つてゐる。

中央氣象臺の事務は臺長以下氣象専門家及屬員若干名之れを分擔し、毎日二回氣象報告を發表し且つ必要に應じて暴風雨警報を發す。

第一二款 印度支那農事研究所

印度支那農事研究所は理化學研究所を改稱したもので、巴里博物館及農務省農事研究所の學術的監督下に屬し、農業及森林に關する科學的研究を目的とし、且つ特に南部印度支那（交趾支那、柬埔寨、南安南）地方に於ける農事保護に關する調査及西貢港に於ける植物検査規定に依る稅關部に對する協助に任す。

研究所には庶務課の外、農林植物研究室、農業植物病理研究室、農業昆蟲研究室及植民檢疫所を配屬し、各所管事項を擔任せしむ。

第一三款 印度支那漁業海洋局

印度支那漁業海洋局は一九二二年九月十四日總督令を以て總督直屬の下にニヤ・トラン附近コーダ海岸に設置せられ、印度支那近海の漁業開發、漁獵工業の科學的調査、海底地圖の作製を主務とする。局長は總督之れを任命し、補佐官（佛人官吏にして三級に區分す）及土人屬員を附屬す。

なほ漁業海洋局の任務を遂行するため海軍々人の操縦する汽船一隻を配屬す。

第一四款 在巴里印度支那經濟事務局

印度支那經濟事務部は一九一八年五月十一日總督令（一九一九、一〇、一及一九二一、二、二五、修補）を以て、印度支那對本國の生産、消費關係及各種の投資關係を相互に紹介する機關として巴里に設置せられたもので、職制は秘書課、庶務課（圖書、會計、見本陳列所）、商事課、技術課、博覽會及市場課、工務及調查課の各課に分れてゐる。

經濟事務局は印度支那聯邦各國に通信員（農商務關係の高等職員に委任す）を設く。印度支那に於ける各種の富源を本國民（特に商業會議所）に紹介し、依つて本國及印度支那に於ける生産者と消費者との密接なる相互的關係の保持に資す。

經濟事務局長は植民大臣の同意を経て總督之れを任命し、補佐として次長及若干名の技術員を附屬す。

經濟事務局の經費は印度支那豫算の負擔で、局長は總督の命に依つて實施する特別收入の會計管理人たると同時に巴里印度支那銀行に於て受拂する印度支那各種豫算支辨の支出に對する會計管理人である。

第一五款 在巴里印度支那輔導局

本局は一九二七年六月十五日總督令を以て巴里に設置せられた總督直屬の機關で、一九二三年十二月十二日植民省令に依つて設置せられた在佛植民地土人監督局とは全然別種のものである。輔導局の主務は佛蘭西に在留する印度支那學生及勞働者の個々又は團體に對して、道徳的精神的指導の任に當り、兼てその後援者たる實を擧ぐると同時に、個人及團體相互間の連絡を圖るにあり。

輔導局の經費は印度支那豫算の負擔で、局長及職員は總て總督令を以て任命する規定である。

第二節 印度支那一般豫算及聯邦各國豫算支辨の聯邦各國部局

印度支那官公廳にしてその經費の一部を印度支那一般豫算支辨とし、他の一部を聯邦各國豫算支辨とする機關は左記の如しである。

一、教育機關

二、工務機關

三、保健醫務機關

第一款 印度支那教育機關

印度支那に於ける教育制度の基本法は一九一七年十二月二十一日及一九一八年十二月二十五日總督令であつて、前者は初等及中等（一級及二級）、普通教育並に實業教育に關する學制を、後者は高

等教育(三級)に關する學制を規定し、爾來幾多の改正修補を經て今日に至つたものである。以下印度支那教育機關を説明するに當り 一、教育行政機關 二、教育實施機關に區別して説明する。

一、教育行政機關

イ、教育行政中央機關

印度支那教育行政の中央機關として印度支那教育局がある。局長は大統領令を以て任命し聯邦各國に於て高等及中等教育を施す公立學校の管理上の指導監督に任じ、且つ私立中等學校に對しては法令の定むる所に依る監督權行使する外、管理上聯邦各國行政長官の權限に屬する私立中等學校に對して技術上及專門上の監督權を有す。

以上の外教育局長の有する權限の主なるものは左記の如くである。

(一) 當該行政長官と協定の上、地方教育課長及その補佐役たる初等教育視學の任命につき總督に具申す。

(一) 教職員の配置、更迭及任命に關し總督に提議す。

(一) (一) 高等諸學校の豫算及經理に關する總督への提議、その他の普通教育機關の豫算案に對する意見の陳述。

各種試験委員の任命(行政長官の權限に屬する場合を除く)。

(一) (一) 學校教職員に關する法令案、校舍建築計畫及一般豫算支辨の學校創立計畫の進達、並に學科目的變更、中等及高等諸學校組織の變更に關する提案。

(一) 文學に關する高等教育(現在では佛蘭西文學科及哲學科の二公開講座がある)及公開講演(言語學、文明史、極東美術科及高等諸學校の學生に保留せらるゝその他の講演)に對して直接監督權行使す。

教育局には總督の任命する視學官六名を置き局長の任務を補佐せしむ。教育局に秘書課、管理課(三局)及技術課を置き各々所管事務を分擔す。

ロ、教育行政地方機關

印度支那教育行政の地方機關として各行政長官に直屬する地方教育課長を置く(一九二四年四月十五日總督令)。地方教育課長は教育局長の技術的監督の下に、管内尋常、高等小學校、補習學校(師範學校及シャスループ、ローバ中學校を含む)及實業學校を監理す。教育課長は當該行政長官及教育局長の推薦に依り總督令を以て任命す。教育課長の權限は左記の如くである。

(一) 管内學校教職員(高等諸學校及アルペール、サロー中學校を除く)を監督す。
(二) 所管各學校に於ける教職員の命課を行政長官に提議す。

(三) 法令の定むる所に依り管内各公立及私立學校を監督し試験委員の命課及編成を行ふ。

(四) 教育關係の諸問題を調査し解決案を進言す。

(五) 教育長の豫算編成及實施に任じ、任務遂行に關する手續上の諸間に答申す。
教育課長の任務を補佐するため小學校視學一名を置く。視學は教育課長と同一條件を以て任命せられ、教育課長の權限、特に尋常、高等小學校及補習學校に對する權限を補佐す。

二、教育實施機關

印度支那教育實施機關として教員及學校の二に區別して説明する。

イ、教員

A. 佛人教員

佛人教員には第一級教育及實業教育に從事する印度支那地方教育團所屬の者と、本國公立學校教員團所屬の者との二種類がある。

印度支那地方教員團所屬の者には左記の區別がある。

初等學校 教諭(男女教員共通で四級に分る)、訓導(同上)及准訓導。

中等學校 専任助教授(正助教授——四級、助教授——四級)、教諭(四級)、助教諭補、正助教諭(四級)、助教諭(三級)

實業學校 技術正教諭(四級)、技術教諭(四級)、技術教諭補、正作業班長(四級)、作業班長(三級)、作業班長補

本國公立學校教育團所屬の者は、五箇年を一期として植民地公立學校教員に配屬就任した者で、左記の區別がある。

尋常小學校正教員、高等小學校及中等學校教諭、助教授

B. 土人教員

土人教員は原則として、初等教育(第一級土人學校)、補習教育(第二級土人學校)及實業教育に限り教員團に編入せられ、左記の區別がある。

初等學校 特級訓導、訓導(二級)、正教員(八級)、准教員、教生(八教)、准教生
補習學校 正教諭(三級)、教諭(四級)、教諭補

實業學校 特級教生、訓導(二級)、正教員(五級)、准教員

ロ、學校

A. 第一級普通教育實施機關

第一級教育は佛蘭西學校及土人學校に於て之れを施し月謝を徵收せず。是等學校に對する一般的監督は、州長及その代理人(佛人又は土人)之れに當り、技術的監督は州の首邑に在る佛蘭西學校長

又は缺員の場合は地方教育課長の推薦に依り當該行政長官の任命する小學校土人視學之れに當る。

以下順次第一級學校を種類別に説明する。

(a) 第一級佛蘭西學校

第一級佛蘭西學校は幼稚園と尋常小學校とで、佛人兒童を限り收容（ブノン・ベン市のノロドム小學校は例外として土人女兒を暫定的に收容す）し、教育も亦佛人に限られ且つ男子部女子部を區別するを原則とするも、人口多からざる地方に於ては共學を認めてゐる。この場合は混合小學校（又は幼稚園）と稱す。

幼稚園は嚴密なる意味に於ける學校にあらざる關係上學制に關する特別の法規がない。現在に於ては西貢にある獨立の幼稚園と、河内女子小學校附屬幼稚園とのみである。

尋常小學校は各州の大市街又は首邑に設置し、六歳より十三歳までの兒童を收容し、學科教育は小學課程修了證書の受領に必要な學力を養成するを主眼とす。

小學課程修了證書の受領試験は、各學年の最終の月に於て河内、海防、順化、ツーラン、西貢、ブノン・ベンの各都市に開設する地方教育課長の申請に依り、當該行政長官の任命する試験委員會に於て之れを施行し、十二歳以上の歐人兒童は總て受験することが出来る。

尋常小學校修了證書受領試験は第一次第二次試験に區別し、第一次試験は筆記試験で未公開とし

第二次試験は公開とし筆記試験合格者に對して口頭試験及體操を課す。第二次試験合格者に對しては當該行政長官より尋常小學校修了證書を授與す。

第一級佛蘭西小學校の一九二七年現在數は三十校（東京、十五校、交趾支那四校、柬埔寨二校、安南八校、老撾一校）兒童總數千四百五十二名である。

(b) 第一級土人學校

第一級土人學校は男子尋常小學校及女子尋常小學校とで土人及之れに準すべき兒童を收容す。土人男子尋常小學校の經費は國及州豫算支辨に依る特別の場合を除くの外、町村の負擔とするを原則とし、納稅者五百人以上を有する町村は法規上一校以上を設置する規定である。

土人男子尋尋小學校の全學科程は初步科、豫備科、初等科、中等科、高等科の五級に區分するも多數の土人學校はその内一、二又は三級のみを設備するのが普通でこの場合之れを別科土人男子小學校と稱し、五級全部を設備する場合は全科土人男子小學校と稱す。

土人小學校に於ける用語は原則として一、二、三級にあつては土人語、四、五級にあつては佛蘭西語とす。但し安南に於て理事官長の指定する若干の土人小學校に於ては支那字を必須科に加ふ。

土人女子尋常小學校の學則は男子小學校に準するを原則とし、通則としては州の主邑に全科土人女子小學校一校を設置する規定であるが、就學兒童の勘き場合は全科土人男子少學校に併合して混

合小學校を設立することを得。但し初步科以外は男女共學を禁止す。

第一級土人學校の教育は土人小學校課程修了證書の受領に必要な學力の養成を目的とし、年齢満十三歳以上の土人男兒、満十四歳以上の土人女兒は佛蘭西小學校兒童と同一條件に依り前記證書受領試験に應ずることを得る。又土人全科小學校の高等科生徒にして右の年齢條件に該當する者は受驗の義務がある。

證書受領檢定試験は聯邦各國の首邑及行政長官の指定する場所に於て學年末に施行す。試験委員は地方教育課長の申請に依り行政長官之れを任命す。試験は筆記及口頭の二種に分ち學科目は土人小學校高等科に準す。

一九二七年現在の土人全科小學校三百十三校兒童七萬七千六百八十名、土人別科小學校三千三百二十九校、兒童十五萬九千二百名である。

B. 第二級教育實施機關

第二級普通教育實施機關には佛蘭西高等小學校、土人補習學校及中學校の三種がある。是等諸學校は行政的管理に關しては當該行政長官に、技術的管理に關しては教育局長に隸屬す（河內中學校は教育局長專屬す）。

(a) 佛蘭西高等小學校

男子及女子佛蘭西高等小學校は行政長官及教育局長の申請に基き總督之れを設置す。佛蘭西高等小學校は佛蘭西兒童を收容するを原則とするも、一定の人員を限り補缺生として土人兒童の入學を許可す。

學科目は本國高等小學校に準じ別に安南語、地方歴史、地理の諸科を課す。學年を初等科、高等科の二に區別し、初等科に於ては六歳以上十四歳未滿の兒童を收容して尋常小學校と同一の教育を施し、高等科は三年制として十八歳未滿の生徒を收容す。

高等小學校高等科の教育は、小學校卒業資格免狀（初等免狀又は高等免狀）若しくは高等小學校卒業免狀の受領に必要な學力の養成を目的とし、高等小學校卒業免狀は教育局長の申請に依り總督之れを授與し、資格免狀は文部大臣の宣示に基き巴里學士院長之れを授與す。

小學校卒業資格免狀の内、初等免狀の受領試験は筆記及口頭の二部に分ち、每年河内、西貢、プロン・ペニに開設する試験委員會に於て之れを施行し、年齡満十五歳以上の兒童は試験に應ずることが出來る。

高等免狀の受領試験は筆記及口頭の二部に分ち、初等免狀受領者たる年齡満十七歳以上の生徒に對し、毎年河内及西貢に開設する試験委員會に於て之れを施行す。

高等小學校卒業免狀受領試験は筆記及口頭の二部に分ち毎年河内及西貢（受驗者多數あるときは

順化及(ノン・ベン市)に開設する試験委員會に於て之れを施行す。

一九二七年佛蘭西高等小學校の現在數は五校(東京三校、交趾支那一校、柬埔寨一校)で生徒總數五百八十九名である。

(b) 土人補習學校、師範學校

土人補習教育機關には土人補習學校と土人男女師範學校との二種がある。孰れも土人生徒を限り收容し、經費は原則として聯邦各國豫算支辨とす。

土人補習學校 土人補習學校は男子女子の二種に分れ、孰れも初等科(土人尋常小學校に準じて一級乃至五級に區分す)及補習科に區分す。補習科は年齡滿十六歲以上に達し小學校修業證書を所有する者を收容す。

土人補習學校補習科は、各學年を四期に分ち佛蘭西語に習熟せしめ、兼て科學の知識を授け高等教育を受くる素地を得せしむるを目的とし、年齡十七歲以上の土人生徒に對して檢定試験を施行して補習學校卒業證書を授與す。

檢定試験は筆記及口頭の二部に區分し、毎年一回聯邦各國の首邑に於て試験委員會を開設して之れを施行す。

土人補習學校の現在數は男子補習學校十一校、女子補習學校三校で、生徒數は男生三千八名、女

生六百五十二名であるが、内初等科生徒を除く實際の補習科生徒は男女を合せ約二千名に過ぎない。

土人師範學校 土人師範學校は男子、女子の二種あり、土人教員の養成を目的とし、生徒は年齡十八歲未滿にして小學校修了證書を所有する志願者に對し試験の上入學を許可す。修業年限は四箇年で、卒業生は十年以上公立學校の教育に從事すべきことを誓約するを要す。

師範學校の學科目に補習學校補習科々程に教育心理學概論を加へたもので、生徒は最終の學年末に於て卒業試験と同時に補習學校卒業證書受領試験を受くる規定である。この兩試験に合格したる者は高等師範學校入學準備のため、中等學校に入學を許可せらるゝか又は第八級正教員に任命せられ、反之卒業試験のみに合格したる者は第八級正教正を命ぜらる。

師範學校は聯邦各國に二校づゝを設置する豫定であるが、現在數に於ては河内及西貢に男子、女子師範學校各二校があるのみである。

(c) 中學校

中學校は中等普通教育の一機關であつて、印度支那に現在する中學校はアルベール・サロー中學校(河内)、シャスルー・ローバ中學校(西貢)の二校で本科と別科に分れてゐる。

本科中學校は學級に應じ、年齡十三歲乃至二十歲の制限を超えることを條件として佛人及安南

人生徒に入學を許可し、別科中學校土人生徒に限り入學を許す。但し本科中學校に於ては自費生は佛人生徒に限り別科中學校に於ては自費生貸費生を認む。なほ外國人生徒に對しては總督府政務局長の意見を徵し教育局長入學を許可す。

本科中學校の學科目は支那語と印度支那及亞細亞の地理に重きを置く外國中學校と同一である。全學年を前後兩期に分ち前期を六級、五級、四級、三級、後期を二級、一級に區分す。前期の各級を更に二部に分ち、一部は文科で羅典語を課し、一部は理科で羅典語を課せざる規定である。而して前期の各級を履修し試験に合格したる生徒は中學校前期修了證書を授與せらる。

後期の各級は更にA.B.C.D.の四部に分ち、各部に於てバカローレア（大學入學資格）の四種の學力證明書を受領することを得。

別科中學校は修業年限二箇年とし、補習學校修了證書、高等小學校卒業證書又は中學校前期修了證書を有する二十三歲未滿の土人生徒を入學せしめ、學科目は佛蘭西語、歴史、地理、物理、博物、數學及圖畫等である。最終學年末に於て生徒は河内及西貢に於て施行する印度支那中學校卒業免狀受領試験を受くることを得。

因に中學校には入學豫備科として九歲乃至十二歲の佛人及土人生徒を收容する初等科の設がある

C. 第三級教育實施機關（高等諸學校）

第三級教育實施機關たる高等諸學校は、河内綜合大學を完成する豫定の下に設置せられたもので、全部教育局長の統轄に屬し、一、印度支那醫學校 二、印度支那獸醫學校 三、印度支那美術學校 四、印度支那高等文政學校 五、高等師範學校 六、高等農林學校 七、土木工務學校 八、印度支那商業郵便電信學校 九、應用科學學校等の種類がある。以下順次その概要を説明する。

(a) 印度支那醫學校

印度支那醫學校は高等教育機關中最も重要なもので、醫學科、藥學科、軍醫科の外助產科の四に區分せらる。

醫學科は修業年限四箇年で、卒業生は醫師補の資格を認められ、法令の定むる條件に基き患者に對し處方及投藥を爲すことを得。藥學科は修業年限三箇年で、卒業生は藥劑師補の資格を認められ法令の定むる條件に基き調剤を爲すことを得。軍醫科は土人軍醫の養成を目的とし、醫學科一般學生と同一條件の下に修學せしむ。助產科は佛蘭西語に充分の理解ある十七歳以上の土人婦人を入學せしめ、修業年限を二箇年とし卒業の上は助產婦の資格を認めらる。

(b) 印度支那獸醫學校

本校は修業年限四箇年で卒業生は獸醫補の資格を認定せらる。學校に家畜病院を附屬し學生の實習に資すると共に家畜の診療を行ふ。

(c) 印度支那美術學校

本校は一九二四年十月二十七日總督令を以て設置せられ、修業年限は三箇年で美術工藝に關する高等教育を施すを目的とす。學科目は圖案・繪畫・彫刻科、裝飾科、美學・美術史・考古學・極東古代藝術科、配景科等である。

(d) 印度支那高等文政學校

本校は一九二四年九月十八日總督令を以て舊法政學校の代校として設置せられたもので、法律、行政、史學及一般人文學の高等教育を施すを目的とし法政科、史學及一般人文科の二科に分ち、修業年限は三箇年である。

(e) 高等師範學校

本校は修業年限三箇年で文科理科に區分し、師範學校、高等小學校及補習學校の教師の養成を目的とす。最終學年は實地教授に充當し、河内所在の土人中等學校に於て實習せしむ。

(f) 高等農林學校

本校は一九一八年三月二十一日總督令を以て設置(一九二三、七、三一總督令を以て學制改正)せられたもので、農業及林業科に分れ、印度支那農業及林業の合理的開發に必要な農業及林業家の養成を目的とし修業年期は三箇年である。卒業生は二箇年の見習を了へたる後ち、農業、林業各部の三級技手に任命せらる。

(g) 土木工務學校

本校は土木科、建築科、地籍科、地理科の四科に分れ、工務課、地籍測圖課及地理課勤務の土人技術員養成を目的とし、修業年限は二箇年である。卒業生は専門各課の技手補に任命せらる。

(h) 印度支那商業郵便電信學校

本校は印度支那に於ける商業志望の青年に對し、一般教育及必要ある特殊教育を施すを目的とし、修業年限は二箇年である。卒業生は志望に依り西貢商業實務學校に於て一年間商業實務の練習に從事せしむ。

商業學校卒業生にして商店、銀行、會社等に就職の途なき者は、稅關、郵便局又は經濟關係の部局に於て五級書記(商業實務練習を了へたる卒業生は四級書記)として採用す。

(i) 應用科學學校

本校は一九二二年十月三十日總督令を以て設置せられたもので、官公廳及私設工業技術補の養成を目的とし、高等工務科、化學工業科、電氣科、礦山科、高等測地科の五科に分れ、修業年限一個年理論と實地とに區分す。因に五科の内目下開講中のものは高等工務科のみである。

D. 實業教育實施機關

印度支那に於ける實業教育機關としては、聯邦各國に工業學校と裝飾工藝學校の二種類がある、而して各校孰れも初等、中等の二種に分れてゐる。

(a) 工業學校

初等程度の工業學校は工業實習學校と稱し、將來熟練なる職工長たるべき教育ある職工を養成するを目的とす。

中等程度の工業學校は工業技術學校と稱し、將來工場各部の部長を補佐し又は商船の機關士たるべき技術員を養成するを目的とす。

初等中等を通じ修業年限は三個年で、初等工業學校卒業生は工業實習生免狀、中等工業學校卒業生は中等技術員免狀の受領試験に應ずることを得。この試験に合格したる者は一年又は二年間工場に於て實務に服し、その間一定の手當を支給せらる。工業學校の現在數は初等程度五校、中等程度一校、計六校である。

(b) 裝飾工藝學校

初等程度のものを土人工藝學校、中等程度のものを應用工藝學校と稱し、前者は印度支那に於ける地方的傳統的工藝の振作を助長すべき工匠の養成を目的とし、後者は裝飾工藝の主任者を補佐すべき圖案家又は技術員の養成を目的とす。

修業年限は孰れも四個年で、最終の二年は工場に於ける實習に服せしむ。

裝飾工藝學校の現在數は初等四校、中等一校、計五校である。

E. 土人特殊教育實施機關

(a) 東埔寨行政學校

本校は一九一七年十一月二十日東埔寨王令(一九二一、一一、七理事官長令を以て改正)に依り設置せられたもので、東埔寨官吏裁判官の養成、又は是等官吏に對する補修教育を施すを目的とし修業年限は二個年である。

本校は印度支那教育局長の監督を受く。

(b) 安南政府高等專門學校

本校は一九二二年十月二十五日安南勅令を以て安南文部大臣の直轄學校として設置せられたもので、印度支那高等文政學校卒業生たる安南人を一定の人員を限りて入學せしめ、年額六百弗の學資を安南政府より支給す。修業年限は二個年である。

(c) 老撾行政學校

本校は一九二三年六月十二日理事官長令を以て設置せられ、老撾青年官吏に對して十個月間法政に關する補修教育を施すを目的とす。

(d) プノン・ペン巴利高等學校

本校は一九一四年十一月二十四日設置、一九二二年四月十三日王令を以て學制を改正せられたが巴利語、サンスクリット語等の特別教育に依り佛教學を研究する目的とす。本校は極東佛蘭西學院長の保護下に柬埔寨文部大臣に直屬す。修業年限は五個年である。

工務部局は純然たる經濟機關であるが、工務部が印度支那各種豫算の爲めにする收入はその莫大なる支出に比すれば眞に微々たるものである。然しながら工務部の支出は印度支那經濟施設の増大及完成を目的とするもので、鐵道、道路、運河、港灣の開發に伴ふ印度支那工業、商業及農業の發展に深甚の關係を有することは勿論である。

印度支那工務部局の最高監督機關たる工務總監部に就ては、第三篇第一章第三節第三款に於て既に之れを述べた。依つて茲には主として各地力の工務部局に就て記述する。

印度支那地方工務部局はその職制上聯邦各國管區及特別管區の二に區分し、別にラン・ビアン特別管區がある。以下順次之れを説明する。

一、聯邦各國工務管區

聯邦各國工務管區は當該行政長官に直屬し、管區内に於ける所管事務は國、州及町村豫算又は總督

より行政長官に委任したる印度支那一般豫算支辨の工事調査及實施であつて、その内容は各種道路の調査、敷設改良維持、家屋、灌溉及土地清潔に必要なる水堰及築造物、河川、航行又は筏行河流、運河、河港、埠頭、堤防堰柵、水門、浮標、市街照明、電車、水道及衛生設備に關する調査及實施等である。

以上の外交趾支那及東京管區に於ては、軍港以外の港灣及繫船所の調査、工事の實施、維持又警備並に沿岸の照明及海標に關する事件を管掌す。

二、特別工務管區

特別工務管區は、事業の性質上各國別に分割することを許さざる工務の調査及實施に關する特別地域であつて、聯邦各國工務管區の如く當該行政長官の監督を受くることなく工務檢閱總監に直屬す。

印度支那に現在する特別工務管區は、イ、鐵道經營特別管區、ロ、安南老撾鐵道調查及工事特別管區の二つがある。

イ、鐵道經營特別管區

鐵道經營特別管區は、本部を河内に置き特許線にあらざる一般公益を目的とする鐵道及電車の維持及經營に任じ、北部鐵道分管區(本部河内)、中部安南鐵道分管區(本部ツーラン)、南部鐵道分管區

(本部西貢)の三に區分す。

ロ、安南老撾鐵道調査及工事特別管區

本部をヴィキンに置きツーラン以北の鐵道經營及ツーランニヤ・トラン間の未設線及タナップリタケク間の未設線調査に任す。

三、ラン・ビアン特別管區

本部をダラに置く。本管區は工務檢閱總監に直屬せず、安南理事官長の監督を受くる管區長之れを統轄す。所管事項はトンナイ高原地方の用水調查、ダラ導水工事、クロン・バ・ダラ間の鐵道經營等である。

第三款 印度支那保健醫務機關

印度支那保健醫務機關は各種醫藥扶助機關、海上衛生警察、醫科學研究機關、藥劑檢查機關、私設慈善病院に對する技術的監督機關、及領事館所在地病院等を內容とし、之れを統督する中央機關として保健醫務總監部を置くことは、第三篇第一章第三節第三款に記述した如くであるが、保健醫務の地方的統轄機關として當該行政長官の監督下に總督の任命する地方醫務課長を置く。

醫務扶助機關は施療院、官公廳に於ける醫藥手當、陸上衛生警察、公衆保健機關、防疫機關、鐵道特別醫療設備等である。

海上衛生警察は印度支那沿海各地に設置し、保健醫務總監部長の代理權に依り地方醫務課長之れを監督す。

醫科學研究機關(バストゥール研究所及印度支那醫學校を除く)は各種研究所と學校の二種に區分し、前者は更に衛生及細菌研究所、痘苗研究所、眼科研究所の三種に分ち、全國樞要之地に設置す。後者は產婆學校、看護婦養成所の二種があつてこれ又全國樞要之地に設置す。

藥劑檢查事務は行政長官の監督下に於て地方醫務部長之れを監理す。藥劑師の任命、藥劑、賣藥等は總て成規の規定に基つて處理せらる。

私立慈善病院に對する技術的監督は、當該行政長官の定むる所に依り編成せられたる醫務委員會と地方醫務課長之れを實施す。

領事館所在地病院は保健醫務總監部長に直屬し、政治的社會的施設として印度支那の隣接地たる廣東、海口、北海、雲南府、磐谷外三個所に設置す。

第三節 聯邦各國豫算支辨の各國共設機關

聯邦各國豫算支辨の各國共設機關は獸醫牧畜獸疫課、農務課、林業課、保安課、民兵隊である。

一、獸醫牧畜獸疫課

獸醫牧畜獸疫課は聯邦各國の首邑に之れを設置し、動物衛生警察、牛乳監督、牧畜及家畜貨貸借種牛、種馬等に關する事務を管掌し、當該行政長官の監督下に課長を置きて之れを統轄せしむ。なほ中央部との連絡を圖るため地方に若干の出張所(東京十二、交趾支那六、柬埔寨四、老撾三)を設置す。

二、農務課

地方農務課は聯邦各國に設置し地方農務課長をして事務を統轄せしむ。農務課の主務は左記の如くである。

農業及蠶業の監理、農事試驗所、苗木及各種栽培、試植及模範農園、蠶業試驗所及蠶種、蠶絲工場、農業實習及農業成人教育、農產物共進會、農業に關する經濟的社會的教育及技術的調查研究等。

三、林業課

地方林業課の官制は一九一四年五月十日總督令を以て發布せられ爾後幾多の改正を経て今日に至れるものである。

林業課は各地方行政長官の監督下に於て地方林業課長事務を統轄し、管内を若干の管區に區分し林業主事を置きて中央と連絡を保たしむ。林業課の主務は管内に於ける山林帶の保安及設定上、山

林法規の制定又は適用に關する事務である。

四、保安課

印度支那各國に地方保安課を置く、地方保安課長は當該行政長官に直屬し、所轄地方に於ける保安警察事務を統轄す。地方保安課は原則として各國主邑に設置し、管内必要の地域に吏員を派して調査又は報告資料を蒐集す。

地方保安課は犯罪事項の豫防及取締に任じ、豫防手段としては管内の秩序及公安保持のため他の總ての警察機關と協力し、特に在留外國人に對する取締と國家内外の安寧を素すべき種類の一切の計劃に對して搜查警戒を行ひ、且つ法律及諸規則の勵行を確保するため行政官憲の命する各種の搜查に任す。犯罪事項の取締手段としては保安課は總ての重輕罪に對する搜查の任に當り犯罪の摘發及懲罰の執行を容易ならしむ。

五、民兵隊

印度支那民兵隊は本來の意義に於ける軍隊とその性質を異にし、専ら文官の命令下(甚くも平時に於ては)に置かれ、國內の安寧秩序を保持するを本務とす。

民兵隊は一般的名稱であつて内容は印度支那土人巡警隊、交趾支那民警隊、安南及東京巡察隊、印度支那都市巡警隊、東京別動隊、老撾村落警察隊等である。以下順次その梗概を説明する。

イ、印度支那土人巡警隊

印度支那土人巡警隊は佛蘭西の印度支那領有當時より組織せられたもので、現行官制は一九一五年六月三十日大統領令（一九二一、一一、一六改正）の定むる所である。

土人巡警隊は陸軍官憲の指揮下に置かるゝ特別の場合を除き、原則として總督の統督下に於て各國行政長官に隸屬す。土人巡警隊の定員は東京五千人（屯所一〇九箇所）安南三千百三十五人（屯所五二箇所）柬埔寨二千二百人（屯所二二箇所）老撾千六百四十五人（屯所二三箇所）である。

巡警隊所屬の佛人及土人定員は總督の定むる所に依り適宜之れを配屬し、各國首邑に巡警隊長を駐在せしめて管内一般の指揮に當らしむ。

巡警隊の平時に於ける任務は内務及外務の二部に區分せられ、内務勤務としては巡警隊長は隊員に對し州長の認許を得て軍事及職業教育、兵器及彈火薬の保管、被服行李舎營手入及雜役を課す。外務勤務としては州長は管轄の保安特に夜警偵察密行、護送、護衛官廳の警備、囚人の監視、交通警察に關する事項に就き隊員の配置を巡警隊長に命令す。

戒嚴令の布告せられたる場合、動員時、戰時及その他非常の場合に於ては巡警隊は陸軍官憲の區署を受くる規定である。

巡警隊の徵募は召集、志願及再志願法に依る。

ロ、交趾支那民警隊

交趾支那民警隊は平時にありては州長の監督下に於て管區の保安、爭擾の取締、犯罪搜査囚人の警護に任ず。戰時又は戒嚴令下若しくは非常時に於ては陸軍官憲の區署を受けて行動す。

民警隊は年齢三十五歳未満にして、品行方正の證明書を有する陸海軍除隊兵の志願者より二箇年の契約を以て徵募し、初めは西貢民警隊團に收容して必要な訓練を施し、然る後行政廳の指定する任地に配屬する規定である。

ハ、安南及東京巡察隊

安南及東京巡察隊は舊制度に依る安南國軍隊に代つたもので、主として安南皇室の警護に任す。舊安南國の軍隊として現存するものは皇帝の侍從武官と順化駐在の五個大隊（一大隊約百人）あるのみで、巡察隊としては巡查一個大隊及帝陵守護一個大隊あり孰れも順化に駐在す。

ニ、印度支那都市巡察隊

印度支那都市巡察隊は歐洲大戰中主要都市に組織したもので、嚴密なる意味に於ける民兵隊でない、隊員は佛人、籍民、土人及聯盟外國人を問はざる規定で、隊員は別に制服を着用せず、唯行政官廳の申請に依り陸軍部より武器兵裝を貸與することになつてゐる。隊員は入隊後最初の四箇月間は十五日毎に一回、以後は毎月一回陸軍將校又は下士の訓練を受く。

ホ、東京別働隊

東京別働隊は一九〇九年五月二日總督令を以て東京の山岳地方に設定せられたもので、山岳地方在住の土人を以て編成する一種補助巡查隊である。定員は東京理事官長の定むる所に依り各地方に之れを配屬し、年齢十九歳以上五十歳以下の制限を設くる以外別に勤務年限の條件なし。

ヘ、老撾村落警察隊

老撾村落警察隊は一九一七年六月十二日總督令を以て設置せられたもので、土人行政廳の警護、犯罪搜查、囚人護送、各種土人官吏に對する命令の傳達、公金庫の護衛、老撾王室及高官の護衛及内務勤務等を主務とす。

隊員は二箇年の期間を以て志願契約に依り徵募し、定員は老撾理事官長の定むる所に依る。

第四節 聯邦各國豫算支辨の各國特設機關

聯邦各國豫算支辨の各國特設機關は、地籍及測地課、刑務所、移民課、直稅監督課、度量衡檢定課である。

一、地籍及測地課

地籍及測地課の官制は一九一四年七月二十五日總督令に依るものであるが、現在に於ては聯邦各

國內交趾支那、東京、柬埔寨の三國にのみ設置せられてゐる。

地籍及測地課の主務は測地測量作業の實施、地圖の作製、保管及公刊、土地の實地踏査等である。

二、刑務所

刑務所は聯邦各國に設置せらるゝも官制上職員の所屬定員を有する主要刑務所は交趾支那、柬埔寨及東京のみである。

印度支那刑務所には懲治監、拘禁場、海防及ツーラン監獄、地方監獄及少年懲戒所等がある。

懲治監は交趾支那に一箇所、東京に三箇所あり、専ら土人及土人に準すべき亞細亞人たる囚人を收容し、拘禁場は全國を通じ五箇所あり、上記の者以外歐人囚人を收容す。海防及ツーラン監獄は土人及歐人囚人を收容するも刑期一年未満の者に限る。地方監獄に於ては拘禁場と同一の囚人を收容するを原則とするも、實際に於ては土人裁判所の刑事被告人及犯罪人を收容し、少年懲戒所は未丁年の男囚を收容す。

三、移民課

移民は一、歐人又は之れに準すべき外國人と二、亞細亞人たる外國人又は之れに準すべき者との二種に區別して夫々特別の規定を設く。

元來印度支那に住居を定めんとする歐人又は之れに準すべき外國人は、一九〇四年四月七日總督

令の定むる所に依つて印度支那到着後十五日以内に國籍身分その他の所要事項を記載する申告書をその地の行政官憲に届出づる規定であるが、是等の外國人が移民即ち一定の財産を有せず、その生活の資を印度支那に於て求むる目的を以て入國する場合に於ては、一九一年十月三日總督令の規定を適用し、成規の身分證明書と指定醫師の健康診斷書とを所有し且つ本國人の歸國旅費を豫め行政官廳に供託する必要がある。又一面に於て移民を輸送する汽船會社は著船と同時に乗船移民名簿と、上陸拒絶者に對しては自己の費用を以て本國に歸還せしむべき旨の誓約書とを行政官廳に提出する義務がある。

亞細亞人たる外國人及之れに準すべき者の取扱規定は、一九二二年十月二十七日總督令を適用す。亞細亞移民に對する現行法としては、移民の最も輻輳する交趾支那及柬埔寨の二國に移民課を特設し、夫々主務課長を置きて當該事務を管掌せしめ、その他の國に於ては州長の兼務である。

印度支那聯邦各國に於ける亞細亞移民に對する規定は左記の如くである。

イ、交趾支那に於ける亞細亞移民規定

交趾支那に於ける亞細亞移民に對する現行規定は、一九〇六年十月十六日總督令(一九一〇、六、一九。一九一二、一、二三。一九一七、一、四及一九二二、一〇、二七改正)であつて、本令は交趾支那に居住する亞細亞外國人又は之れに準すべき者の團體に對する基本的の規定で、各團員百名以上を標準とする。

團は又團員の行動につき責任を負ひ、團員の諸稅納付を保證する外總督令に定むる團費の徵集權を認められてゐる。

新移民として交趾支那に渡航し、西貢に上陸する者に對しては移民課員及在留民團長之れを迎接して成規の手續を取り、その他の場所に上陸する者は當該州長に即時申告する必要がある。短期在留者にあつては假滯在許可證(三箇月有效、更新を許さず、手數料一・五〇比弗)の下附を受くべく、又佛國領事の發給したる旅券を有する者にあつては查證後六箇月間滯在する自由がある。反之植民地定期住を希望し且つ在留民團の入團許可を得たる者にあつては三十日間有效の旅券下附を受け、その期間内に移民課又は州廳に出頭し、名簿及人頭稅徵收簿の登證を終へ在留證明書の下附を受くる規定である。

ロ、柬埔寨に於ける亞細亞移民規定

柬埔寨に於ける亞細亞移民に對する現行規定は一九一九年十月十五日總督令であるが、前記交趾支那に於ける規定と大同小異であつて、唯在留民團の團長及副團長の任命規定が交趾支那に於ては

免許税又は地租の納稅者たる團員の選舉制（任期二年）に依り、柬埔寨に於ては理事官長の指令法（團長、副團長候補者三名を選舉せしめその内より指命す）に依る相違がある。

ハ、東京に於ける亞細亞移民規定

東京に於ける亞細亞移民の現行法は、一九一三年十月十二日總督令（一九一六、三、三〇。同六、三〇。同七、二。一九一九、九、二六。一九二〇、八、一九。一九二二、一、一八。一九二三、一〇、六改正）に依るもので支那人を主眼とし、交趾支那柬埔寨に於ける規定と著しく趣を異にしてゐる。在留民國の組織に就て見るに東京に於ては一地方又は一部市に於て全在留支那人を一括して一團を限り設置するを原則とし、唯その地方が支那人を使役する農、鑛、又は工業地帶なる場合に於てのみ特別團の設置を許可する規定である。なほ國境接續の關係上、旅券規定頗る繁雜にして普通旅券の外、國境所在領事館の發給する假通過證、東京沿岸の漁船々員に對する行政廳の發給する漁業特別免狀、國境駐在官の發給する國境通過許可證等がある。

外國又は安南以外の印度支那各地に向け東京を退去する亞細亞人は成規の旅券を携帶するを要す
ニ、安南及老撾に於ける亞細亞移民規定

安南及老撾に於ける移民規定は東京と同様支那人を主眼とするものであるが、安南に於ては一八八九年六月二四日法令、老撾に於ては一八九五年十二月二十四日法令（その後數回改正）を今なほ

適用してゐる。在留民團の制度は他の諸國と略同一である。

ホ、外國人入國規定

以上は印度支那聯邦各國に於ける亞細亞移民入國規定であるが、別に一九二九年六月三十日附大統領令を以て外國人印度支那入國規定が發布せらるゝに至つた。本令は印度支那に公布後三個月を経て實施せらるゝ筈で、公布は一に總督の權限に屬し目下日取は未定なるも最も近き將來にその運びに至るであらう。右大統領令は五章三十八條より成り第一章は佛國民及保護國民の入國規定、第二章は外國人入國及滯在規定、第三章は外國人の居住規定、第四章は罰則規定、第五章は暫定及一般規定に分れてゐる。

右の内外國人入國及居住關係の第二章及第三章の規定を抄錄すれば左の如くである。

第二章 外國人の印度支那入國及滯在規定

第六條 本令の適用上印度支那に入國滯在する外國人を左記の二類に區分す。

一、非移民外國人

二、移民外國人

本令に於て非移民外國人と認むる者左の如し。

一、領事及領事館員、家族、雇人（滯在期間に制限を附せず）

二、自國政府の許可を得て印度支那を行ふ陸海軍將校、官公吏、及その家族（滞在期間は二箇月であるが地方長官の許可を得て更に三箇月間延長することを得）

三、遍歴者、通過旅客、船待者（滞在期間三箇月）

四、商事會社代表者、銀行家、商、工、農業家（滞在期間を二箇月としその間營業免許證を要する商事取引に從事するを許さす）

第七條 非移民外國人は印度支那入國に際して、佛蘭西外交官又は領事館の查證ある旅券を提示するを要す。

第十條 本令の適用上移民外國人と認むる者左の如し。

一、印度支那に於て何等かの職業又は事業に從事せんとして入國する外國人。

二、商、工、農業又は鑛業關係の企業に於て主務者、使用人、監督又は労働者として勤務する目的を以て入國する外國人及びその僕婢

三、非移民外國人以外の者

第十一條 移民外國人は印度支那入國に際して左記の手續を完了するを要す。

一、佛蘭西外交官又は領事官の查證ある旅券を携帶すること

二、非處刑者たる證明書を携帶すること

三、醫師の作製したる健康證明書を携帶すること

四、歸國旅費を供託すること（細則は總督令を以て規定す）

第三章 外國人の印度支那居住規定

第十三條 年齢十五歳以上の移民外國人は、印度支那到着後四十八時以内に身分證明書の下附を受くべし。

第十六條 非移民外國人の印度支那國內旅行は自由なれども、總督は警察取締令に依つて之れを監理し、且つ一定の區域を限り非移民外國人の滯在を禁止することを得。

第二十二條 外國人は市長又は地方長官に申告を爲さずして印度支那に於て商業、工業又は自由職業を營むことを得ず。

第二十三條 外國人は總督の許可を受くるにあらざれば次ぎに掲ぐる業務に從事することを得ず。

税關、通關及運送關係の事務、船舶荷受人及海事關係の事務、移民取扱人、口入乘、船舶需品供給、私營測量、旅館、銃砲火薬業、ラヂオ機具及附屬品の製造又は販賣業、印刷業、新聞雜誌及刊行物の主幹又は編輯者、書籍業、通信業

四、直稅監督課

直稅監督課の事務は州長又は市長の兼務とし特別の定員を置かざるも、稅務關係特に重要な大

都市に於ては専任の直稅監督官を置くことになつてゐる。直稅監督官の主務は直稅及之れに準ずべき各種稅の割當に關する事務の監督及命令、並に同上諸稅の減免申請に對する査定等である。

印度支那に於ける直接稅及之れに準すべき稅は課稅せらるゝ側より見て 一、歐人及亞細亞外國人に對する課稅 二、土人に對する課稅 三、同上の差別を設けざる一般課稅の三種に區別することが出來る。第一、第二種課稅は人頭稅、賦役稅、免許稅を內容とし、第三種課稅は都市地稅、郡村地稅、糴稅、耕地稅、胡椒稅、渡船稅、量衡檢定稅、車輛稅、象頭稅、漁業稅を內容とす。

五、度量衡檢定課

度量衡檢定課は交趾支那及柬埔寨に設置し、特別の定員を置かず、直稅監督官の兼務とす。主務は各稅種度量衡の檢定及検查事務である。

以上の外各國特設機關として水先案內課(交趾支那、東京)、艦隊課(安南以外の各國)、交趾支那勞働檢閱課、柬埔寨美術課柬埔寨印刷局等があるが茲にその説明を省略する。

佛領印度支那統治要覽 終
國情調查第一卷

14.2
478

終

